

## いきいき茨城ゆめ国体常陸大宮市協賛取扱要項

### 1 趣旨

この要項は、常陸大宮市で開催される第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」並びに競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 協賛の範囲

協賛の受入れは、原則として大会の広報啓発や歓迎装飾に係る物品並びに運営に係る用具及び経費（以下「協賛物品等」という。）について行う。

主な協賛物品等は、別表のとおりとする。

### 3 協賛の実施方法

- (1) 協賛の受入れは、いきいき茨城ゆめ国体実行委員会（以下「実行委員会」という。）で行う。
- (2) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- (3) 協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- (4) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、原則として協賛者の負担とする。

### 4 協賛として取り扱わないもの

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令に違反するもの、公の秩序、善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 青少年の健全な育成に支障を及ぼす恐れがあると認められるもの
- (4) 政治活動、宗教活動等に関するものであると認められるもの
- (5) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (6) その他、実行委員会が適当でないと認めるもの

### 5 協賛の表示

- (1) 協賛物品には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛物品に直接表示することが不適当な場合は、その他の方法により表示をするものとする。
- (2) 前号の規定により表示をする場合は、協賛者の広告宣伝が必要以上に強調されないよう表示するものとし、文字の大きさ等の表示方法及び表示箇所については、実行委員会と協議し、実行委員会の承認を得て行うものとする。ただし、既存の製品提供の場合を除く。

6 謝意の表明

協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して、協賛取扱いに関する謝意表明実施基準（別紙）により感謝状等を贈呈することができる。また、実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

(別表)

用 途		品 目
広報活動用	掲示物	のぼり旗・看板・バナースタンド・横断幕・カウントダウンボード・バス, タクシー等への広告掲示・ステッカーなど
	配布物	ポケットティッシュ・クリアファイル・タオル・うちわなど
	印刷物	ポスター・チラシなど
市民運動	花いっぱい運動	プランター・花苗・培養土など
	環境美化	軍手・タオル・ゴミ袋など
	競技観戦	ボールペン・折りたたみクッションなど
歓迎装飾用	市内装飾	のぼり旗・看板・横断幕・ステッカーなど
	競技会場	のぼり旗・看板・横断幕・歓迎アーチなど
おもてなし用	競技会場	大会参加記念品・飲料水・食料品・お土産など
開催準備用	実行委員会	資料用袋・自動車・事務機器など
大会運営用	物品・備品	スタッフジャンパー・帽子・ポロシャツ・Tシャツ・トランシーバー・パソコン・コピー機・文房具・医療品・トイレトペーパーなど

(別紙)

協賛取扱いに関する謝意表明実施基準

1 謝意実施基準

協賛者	評価額	表彰状等	対応方法	対応者
企業 団体	20万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	20万円未満 10万円以上	感謝状	贈呈式	副会長（教育長）
	10万円未満	礼状	郵送又は持参	事務局長

※感謝状は額縁付

2 協賛者名掲載基準

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	呼称使用
	20万円以上	協賛者ロゴ, リンク先 貼付, 写真及び記事(協 賛金額の掲載)	報告書に協 賛者名表示	掲載可能物 品に全て協 賛者名掲載	可
	20万円未満 10万円以上				
	10万円未満	協賛者名			